



埼玉県酒類販売事業者等協力支援金

(7、8、9月分)

2021年7月、8月、9月に実施された緊急事態措置又はまん延防止等重点措置等に伴い、**酒類の提供自粛等を伴う飲食店等の休業・時短営業の影響**を受けて、**売上が15%以上減少**した県内の酒類販売事業者等の皆様に対し、協力支援金を給付します。

申請期間

7月分：2021年 8月30日（月）[電子申請 9月 9日(木)]～2021年12月15日（水）

8月分：2021年 9月 6日（月）[電子申請 9月16日(木)]～2021年12月24日（金）

9月分：2021年10月 1日（金）～2022年1月28日（金）

給付額

・給付金額

対象月（*）の売上減少額から国の月次支援金（裏面参照）を控除した額

* 2021年7月、8月、9月のうち、酒類の提供停止等を伴う時短営業要請等に応じた飲食店等との直接・間接の取引による影響を受けて、2019年又は2020年の同比比で売上が15%以上減少した月

・給付上限額

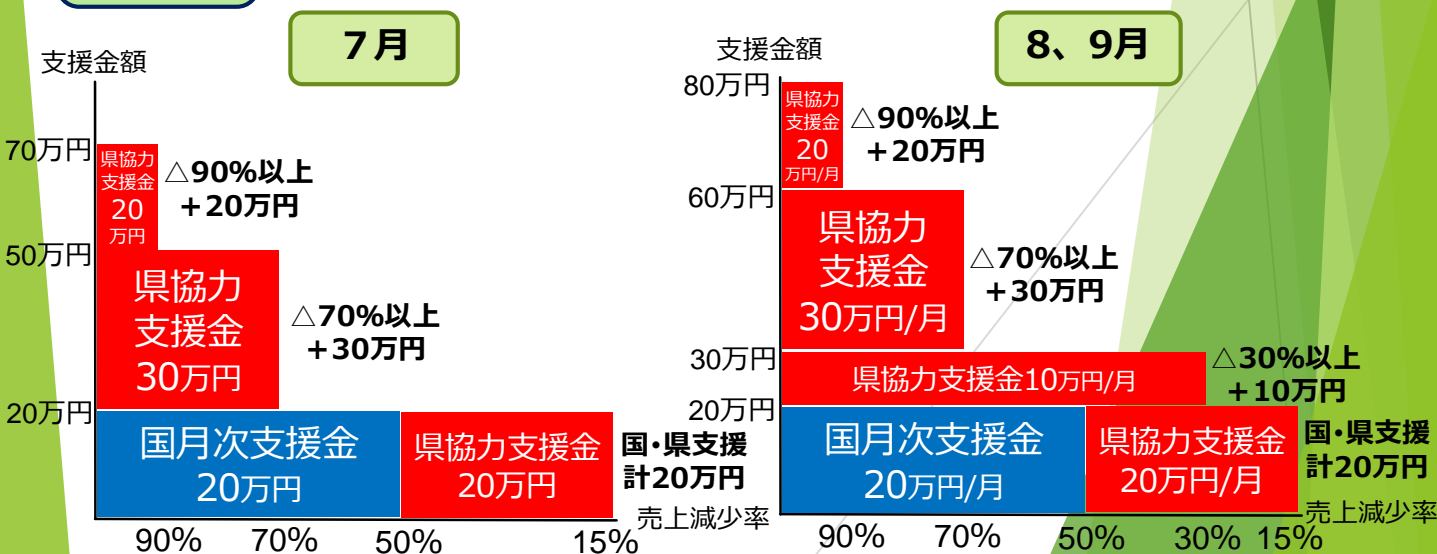
売上減少率	中小法人等		個人事業者	
	7月	8、9月	7月	8、9月
15%以上30%未満	20万円	20万円/月	10万円	10万円/月
30%以上50%未満		30万円/月		15万円/月
50%以上70%未満	給付対象外*	10万円/月	給付対象外*	5万円/月
70%以上90%未満	30万円	40万円/月	15万円	20万円/月
90%以上	50万円	60万円/月	25万円	30万円/月

※国の月次支援金及び埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金の給付対象となる場合があります。

給付上限額 イメージ

※金額は「中小法人等」のものです。「個人事業者」は半額になります。

※売上減少額の算定及び申請は単月ごとに行います。



国の月次支援金とは

経済産業省HP

https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html



2021年4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等を対象に経済産業省が給付する支援金。

本協力支援金では・・・

売上減少率50%以上
の月がある場合

要件！

国の月次支援金の受給

主な給付要件

1	埼玉県内に本店・住所を有する中小法人等又は個人事業者であること。
2	酒類販売事業者又は酒類製造事業者であること。
3	酒類の提供停止を伴う時短営業要請等に応じた飲食店等との取引があることによる影響を受けていること。
4	埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金の受給者ではないこと（予定を含む）。

申請方法等

申請方法 ※毎月ごとの申請となります。

電子申請又は**郵送** ※原則電子申請とします。

○申請方法、給付要件等詳細については、埼玉県ホームページをご覧ください。

埼玉県HP

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/shurui-shienkin.html>



申請書の入手方法

埼玉県HPからダウンロードもしくは、お近くの配布機関で申請書類を入手してください。

【配布機関】

- ・埼玉県庁県民案内室（本庁舎1階東側）
- ・埼玉県庁産業支援課（本庁舎4階南側）
- ・県内の各市役所、各町村役場、さいたま市の各区役所
- ・県内の各地域振興センター
- ・県内の各商工会議所及び商工会

【お問合せは 埼玉県酒類販売事業者等協力支援金 事務局 まで】

電話：048-658-7701（午前9時～午後6時（土日祝日を含む））

※年末年始（12月30日～1月3日）は除く